

議案第九二号

倉吉市外九ヶ町村衛生管理組合規約の一部を改正する規約について

倉吉市外九ヶ町村衛生管理組合規約の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十二年十二月二十五日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年拾貳月五日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄



倉吉市外九ヶ町村衛生管理組合規約の一部を改正する規約

倉吉市外九ヶ町村衛生管理組合規約（昭和三十八年八月二十七日許可）の一部を

次のように改正する。

別表第二を次のように改める。

別表第二

市町村名	負担割合	市町村名	負担割合
倉吉市	七〇〇%	泊村	〇八四%
國金町	〇八〇	大栄町	四〇四
三湖町	五二五	羽合町	二六四
南郷町	二七七	東伯町	五八六
北条町	二〇五	赤碓町	五七五

附 則

この規則は、許可の日から施行し、昭和四十二年四月一日から適用する。